

市第 102 号議案

横浜市青少年野外活動センター条例の一部改正

横浜市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

横浜市青少年野外活動センター条例（昭和43年 8 月横浜市条例第 36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表横浜市道志青少年野外活動センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市道志青少年野外活動センターを廃止するため、横浜市青少年野外活動センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市青少年野外活動センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
（省 略）	
横浜市道志青少年野外活動センター	山梨県南都留郡道志村